

「世界の記憶」（国際登録）国内申請要領

令和 7 年 7 月 7 日
「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会

1. 趣旨

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が実施する「世界の記憶（Memory of the World）」国際登録について、本要領に基づいて、国内の幅広い資料保存機関等に対し、候補案件の申請を受け付けることとする。ユネスコにおける審査に付されるのは1か国につき2件までと定められていることを踏まえ、我が国からの国際登録への推薦案件（2件以内）を審査する。あわせて、複数国にまたがる機関の共同による申請（以下、「共同申請」という）も加盟国を通じて申請されることとされていることから、共同申請についても本要領に基づいて審査を行う。なお、今回の申請の募集は、2027年の春頃に登録決定が予定される案件にかかるものである。

2. 「世界の記憶」の概要

ユネスコが発行する「世界の記憶（MoW）プログラムの一般指針」により、記録遺産とは、「コミュニティ、文化、国、又は人類全体にとって重要かつ永続的な価値をもつ単一の記録物、又は記録物のまとまりから構成され、その劣化や損失が人間に有害な貧困をもたらすもの」と定義されている。「世界の記憶」事業は、そのような世界的に重要な記録遺産への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とし、ユネスコが1992年に開始した事業の総称である。「世界の記憶」国際登録制度は本事業を代表するもので、特に重要な記録物を国際的に登録する制度が1995年より実施されている。

ユネスコによる審査は2年に1回で、1か国からの申請は2件以内とされている。なお、共同申請案件は、各国2件までとされている推薦案件数には含まれないが、加盟国を通じて申請を行うこととされているため、日本からの共同申請案件も本審査委員会の審査対象とする。また、我が国以外の加盟国を通じて共同申請を行う場合であっても、それぞれの加盟国において同意を得ていることが必要であるため、その場合も8.（2）の記載に沿って申請書を提出すること。

<参考>

○世界の記憶（MoW）プログラムの一般指針（仮訳）[抜粋]

8.4.3 実務的な理由から、申請は、2年に一度のサイクルで、国ごとに2件までに限る。（後略）

8.4.4 コレクションや資料の集合が所有者／管理者の間で分かれている場合、異なる加盟国の2名以上の申請者が共同で申請してもよい。このような申請の数に関しては制限がなく、また共同申請する者たちの数についても同様である。（後略）

8.5.1.2 申請書は、上記セクション8.4.4に定義される共同申請を含め、加盟国がユネスコ国内委員会を通じて、又はユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの関係を担当する関連政府機関を通じてのみ、電子形式及び紙媒体でMoW事務局に提出することができる。ただし、関連する国内のMoW委員会が存在する場合は、その委員会も関与する。

3. 対象となる案件

「世界の記憶」の対象となるのは、単体の記録物（※）又はその集合体であって、その全部又は一部が日本国内に存在するものである。

※記録物とは、意図的に何かを「記録」したものであって、例えば以下のようなものがある。

例：手書き原稿、書籍、新聞、ポスター、ビジネス記録、地図、描画、楽譜、映画・フィルム、写真等

4. 審査

- ・審査は、提出された申請書に基づいて、「『世界の記憶』国内案件に関する審査委員会（以下「審査委員会」という）において、「世界の記憶（MoW）プログラムの一般指針」、「『世界の記憶』登録の手引」に基づき行う。必要に応じてヒアリングや実地調査を実施する。
- ・ユネスコに対する推薦案件は、審査委員会による審査を経て、ユネスコ「世界の記憶」関係省庁連絡会議（以下、「関係省庁連絡会議」という）において日本からの推薦案件として最終決定される。

5. ユネスコへの推薦件数

2件以内

※共同申請は、これに含まれない。

6. 結果通知

- ・審査結果については、令和7年11月中旬（予定）、各案件について事前に登録された連絡担当者に対して通知する。なお、審査の途中経過等に関する問い合わせは受け付けない。
- ・各審査案件について、審査委員会における主な意見を整理し、申請者に通知する。このうち、ユネスコへの推薦案件として決定されなかった案件については、当該意見が公になることによって記録物の財産的価値や社会的評価が不当に損なわれるとともに、潜在的な申請者が申請を断念することを避けるため、通知内容は公開しない。

7. 申請資格

原則として、申請案件に係る所有者又は管理者（個人、団体は問わない）

※ 所有者または管理者でない者が申請する場合は、申請案件について所有者及び管理者の同意を得ていること。

8. 申請方法等

(1) 提出様式

申請する際の申請書様式は以下を使用すること。なお、用紙サイズは A4 縦版、横書き

とする。

- ・ユネスコ「世界の記憶」（国際登録）国内申請書の提出について（様式1）
- ・ユネスコ「世界の記憶」（国際登録）国内申請書（和文）（様式2）
- ・Nomination Form（国際登録）国内申請書（英文）（様式3）

(2) 提出方法等

[1] 提出方法

- ・様式1及び様式2（添付する場合は様式3も含む）をPDFファイルでメールに添付して下記「本件担当、連絡先」宛てに送信すること。なお、押印又は署名は必要ない。
- ・メールの件名は、「【申請者名】『世界の記憶』（国際登録）国内申請書」とすること。
- ・メールでは送付できない容量の大きなデータの送付を希望する場合は、事前に事務局に相談すること。
- ・メール送信後、6頁に記載の文部科学省の連絡先まで電話にて着信確認を行うこと。

[2] 留意事項

- ・文部科学省から指示する場合を除き、申請書を受領した後の修正（差替え含む）は、認めない。また、提出された申請書は返却しないので申請者において控えを取る。
- ・日本語、英語を含め、申請書作成の費用については、審査結果にかかわらず申請者の負担とする。

(3) 提出期限

令和7年8月22日（金）

9. 国内申請にあたっての留意事項

○ 申請書の提出について

- ・申請に当たっては、和文申請書（様式2）を提出すること。ただし、英文申請書（様式3）が添付されていることが望ましい。
- ・11月末にユネスコへ提出するのは英文申請書のみであることから、英文申請書の作成作業が必要になるため、事務局とも相談しつつ、適切に準備を進めること。

○ 申請者と所有者・管理者との間の合意内容の確認について

- ・申請者が、申請案件に係る所有者もしくは管理者でない場合、申請者において、申請案件に係る所有者もしくは管理者との間で、当該資料の公開や管理等の方針について明確な合意を得た上で、書面による同意書を提出すること。また、様式2や様式3の「4. 権限に関する宣言」でその旨を宣言するとともに、当該合意の内容を、「8. 関係者との協議」に詳細に記載すること。

○ 申請書記載内容について

- ・申請書の記載に当たっては、別紙1の記載を参照しつつ、国際的に伝わるような説明・表現とすること。また、そのために必要な専門家への相談や根拠資料の準備なども適切に進めること。
- ・申請書への記載内容について、国内申請書の受理後、ヒアリングを含め、更なる情報

の提出が求められる場合もあるので留意すること。

- ・国内公募開始後に、ユネスコから必要となる書類が追加で示された場合には、文部科学省ホームページを通じて必要な書類を追加するので、留意すること。
- ・申請書への記載内容について、国内申請の受理後、ユネスコへの推薦案件の決定後、あるいは当該案件のユネスコへの申請後であっても、世界の記憶（MoW）プログラムの一般指針で定める基本要件（真正性（authenticity）、世界的重要性（world significance）等）を満たしていないこと、所有・管理にかかる宣言に何らかの疑義が生じる等のことが判明した場合には、推薦を取り消すことがあり得る旨、留意すること。

○ 共同申請について

- ・2カ国以上の加盟国による共同申請の場合でも、申請は加盟国を通じて行なわれる。その場合、関係する加盟国の同意の上で、いずれか1つの加盟国を通じて申請することとなっている。
- ・我が国を通じて共同申請をする場合の提出期限は、原則として、国内申請のスケジュールに従うとする。提出期限までに、他の関係する加盟国からの同意を得ていることが望ましいが、提出期限までに他の関係する加盟国からの同意を得ることが難しいと見込まれる場合は、事務局に相談すること。
- ・他の関係する加盟国を通じて申請を行う場合についても、我が国の同意を得る必要があることから、事務局宛に申請書を提出すること。同意にかかる最終的な決定は関係省庁連絡会議において行われる（11月中旬予定）ため、関係国からの申請に当たってスケジュールに留意すること。

10. 審査委員会からの助言

ユネスコへの申請書提出までの間、申請者に対して申請書の記載にかかる助言を行うことがあるので、適切に対応すること。

11. 申請スケジュール

※以下は現時点での予定であり、変更があり得る。

令和7年8月22日	国内申請締切
9月末	審査委員会の結果を受けて文部科学省から関係省庁連絡会議に付議する案件の決定
11月中旬	関係省庁連絡会議において我が国の推薦案件の決定
11月末	ユネスコへの申請書提出
令和9年春頃	国際諮問委員会（IAC）での審査、登録の可否の決定（予定）

12. 公表等

ユネスコへの推薦案件として決定された案件については、当該案件の名称と申請者、審査委員会における主な意見を公表する。なお、推薦されなかった案件については、文部科

学省が外部から問い合わせを受けた際に、各申請者の了承が得られた場合には、名称と申請者を回答する。

13. 倫理規定

ユネスコ「世界の記憶」国際諮問委員会（IAC）及び登録小委員会（RSC）の倫理規定において、審査委員会委員のメンバーが申請者との直接の接触を原則禁じられていることに留意すること。

<IAC/RSC 倫理規定>（ユネスコのウェブサイトへリンク）

<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000378483>

14. 申請説明会について

令和7年7月～8月上旬に、申請にあたっての説明会（オンライン）を実施する（予定）。開催日時の詳細は、追って文部科学省ホームページに告知する。

<添付資料>

- ・別紙1 申請に際してご留意いただきたい点
- ・別紙2 世界の記憶（MoW）プログラムの一般指針（関係規定の抜粋）
- ・様式1 ユネスコ「世界の記憶」（国際登録）国内申請書の提出について
- ・様式2 ユネスコ「世界の記憶」（国際登録）国内申請書（和文）
- ・様式3 Nomination Form（国際登録）国内申請書（英文）

<参考情報>

- ・世界の記憶（MoW）プログラムの一般指針（英文）（General Guidelines of the Memory of the World Programme）
- ・世界の記憶（MoW）プログラムの一般指針（仮訳）
- ・ユネスコ「世界の記憶」登録の手引き（2025版）（英文）
- ・ユネスコ「世界の記憶」登録の手引き（2025版）（仮訳）
<http://www.mext.go.jp/unesco/006/1354664.htm>
- ・ユネスコ 国際諮問委員会について
<https://www.unesco.org/en/memory-world/iac-committee>
- ・過去の登録案件の申請書について
<https://webarchive.unesco.org/20220323041423/https://en.unesco.org/programme/mow/r>

[egister](#) から閲覧可能（ユネスコの web アーカイブ）

【本件担当、連絡先】

〒100－8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省国際統括官付企画係

TEL：03－5253－4111（内線 4734）

E-mail：mow-secretariat@mext.go.jp

（メールで質問する際は、メールのタイトルを「【問合せ】ユネスコ『世界の記憶』国内申請（国際登録）について」とすること。なお、問合せについては、国内申請要領の申請書における記載内容についてのみ対応可能であり、申請書の内容の改善等、その他の事柄に関する問合せは受け付けない。）